

# 新宿区国民健康保険条例改正(案)の概要

資料1

## I 諮問事項

### 1 保険料率等の改定

(条例第15条の4、第15条の8、第15条の12、第15条の16、第16条の4)

区 分		改正案	現 行	増減	増減率
医療分	所得割	6.86/100	6.45/100	0.41/100	6.36ポイント
	均等割	35,400円	33,900円	1,500円	4.42%
	賦課割合	58:42	58:42	据置	—
	限度額	540,000円	520,000円	20,000円	3.85%
支援金分	所得割	2.02/100	1.98/100	0.04/100	2.02ポイント
	均等割	10,800円	10,800円	—	—
	賦課割合	58:42	58:42	据置	—
	限度額	190,000円	170,000円	20,000円	11.76%
合計	所得割	8.88/100	8.43/100	0.45/100	5.34ポイント
	均等割	46,200円	44,700円	1,500円	3.36%
	限度額	730,000円	690,000円	40,000円	5.80%
介護分	所得割	1.43/100	1.40/100	0.03/100	2.14ポイント
	均等割	14,700円	14,700円	—	—
	賦課割合	51:49	50:50	—	—
	限度額	160,000円	160,000円	—	—

(平成28年度保険料率算定を取り巻く状況)

#### [医療分]

○特別区全体として、以下のとおり見込んで算定し、結果として、賦課総額(医療分)は増加した。

(資料3参照)

- ①被保険者数は、社会保険への加入増と後期高齢者医療制度への移行により減少する。(減要素)
- ②療養給付費は、被保険者全体に占める前期高齢者の加入割合が増加し、1人当たり医療費が増加するものの、診療報酬がマイナス改定のため、総額は微減となる。(減要素)
- ③前期高齢者交付金は、前期高齢者の医療費が増加するため概算交付額が増加し、前々年度精算分としての返納額が生じるものの総額は増加する。(減要素)
- ④ロードマップに基づき、高額療養費等の賦課額の67/100を算入する。(約211億円)(増要素)

#### [支援金分]

○特別区全体として、以下のとおり見込んで算定し、結果として、賦課総額(支援金分)は減少した。

(資料3参照)

- ①後期高齢者支援金は、被保険者数が減少するため、総額が微減となる。(減要素)
- ②病床転換支援金は、負担が課されないこととし、反映。

#### [介護分]

○特別区全体として、均等割額は前年度と同額である。

○新宿区の介護納付金は、概算分について介護サービスの増加傾向により増加(27年度比で約1,200万円増)が見込まれるもの、同納付金の前々年度の精算分の影響などの理由から全体の保険者負担額は、約3,000万円の減である。(資料2参照)

## 2 保険料の減額（条例第19条の2）

区分		改正案	現 行	増減
医療分	7割減額	24,780円	23,730円	1,050円
	5割減額	17,700円	16,950円	750円
	2割減額	7,080円	6,780円	300円

（改正の理由）

○医療分の均等割額の改定に伴い、減額する額を改定する。

## 3 賦課限度額の増額（条例第15条の8、第15条の16、第19条の2）

医療分賦課限度額について「52万円」を「54万円」に、後期高齢者支援金等賦課限度額について「17万円」を「19万円」に改め、また、同様に、保険料の減額を規定する条項においてそれぞれ賦課限度額を改める。

## 4 介護分の賦課総額に対する所得割及び均等割の賦課割合の改定（条例第16条の4）

介護分の賦課総額に対する所得割及び均等割の賦課割合を所得割について「100分の50」を「100分の51」に、均等割について「100分の50」を「100分の49」に改める。

## 5 保険料の減免手続き期限の延伸（条例第24条）

保険料の減免を受けようとするときの申請書の提出期限を「納期限前7日まで」から「納期限まで」に改める。

## II 報告事項

### 1 国民健康保険料均等割額の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得の見直しに伴う規定の整理について（条例第19条の2）

平成27年12月24日「平成28年度税制改正大綱」が閣議決定され、「国民健康保険税均等割額の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得」が見直されることになった。今後、国民健康保険料についても、同様の政令改正が予定されているため規定を改める。（5割軽減・2割軽減の判定基準を見直す。）